**誓約書（農家住宅）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　（宛先）安曇野市長

申請者(自署)

　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　実印

　市土地利用条例に基づく農家住宅を目的とした開発事業を行うにあたり、建築基準法における新築した建物は、敷地とともに土地利用条例上の農家住宅への属人性の配慮として認めた措置であり、この状況で相続以外での所有権移転をすることは、土地利用条例の趣旨に反することを理解しています。

そこで、今後いかなる理由においても相続以外での所有権移転をする場合は、土地利用条例での利用制限（＊１）を受けることをきちんと第三取得者に説明し理解を得るとともに、市への苦情とならない措置を講ずることのみならず、万が一に相続以外での所有権移転ができなくとも異議申し立ては、いたしません。

記

敷地の表示

　所在　　安曇野市

　地番

　地目

　地積

　添付書類　　印鑑証明書

　　　　　　　本書2部を提出し、割印し1部を返却しますので届出者が大切に保管してください。

　（＊１）利用制限の内容

　　　・第三取得者における増改築はできません。

　　　・敷地面積が土地利用条例第9条の基本区域における最低敷地面積以下の状態で既存建物を取壊した場合は、新たな建物を建てることはできません。

・分筆する土地が行為の結果、土地利用条例第9条の基本区域における最低敷地面積以下の場合も同様に、既存建物を取壊した場合は、新たな建物を建てることはできません。